

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会（第6回）

議事要旨

- 1 日 時 令和5年11月14日（火）14:30～16:30
- 2 場 所 中央合同庁舎6号館B棟 公正取引委員会 大会議室（11階）
- 3 参加者 委員名簿（別紙）参照
- 4 議 題 検討会報告書（たたき台）
- 5 議事概要

冒頭、事務局から検討会報告書（たたき台）について説明を行った後、検討会報告書（たたき台）について議論が行われた。各委員から出された意見等は以下のとおり。

（1）「2 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称」について

- 名称に関しては、トラブルが発生した際に、発注者側の連絡先が分からない、発注者側の SNS のアカウントが削除されてしまったために連絡がつかないといった事例もあるため、明示事項に入れていただきたい。商号等は容易に変えることができるものではないため明示事項とすることでよいと思うが、例えば SNS のアカウント名だけでは明示事項として不十分ではないか。フリーランス側が発注者になる場合、実際の氏名を明示事項とすると、個人情報が開示されてしまうという問題があり、フリーランスの取引の機会に影響が及ぶことも考えられるため明示事項とすべきでないとの意見もあったが、仮に明示事項としないのであれば、少なくとも業務委託を受けるフリーランスはトラブル回避のために、できる限り実際の氏名や連絡先が分かっている取引先と取引をすることが望ましい旨をガイドライン等で明らかにしていただかなければ、トラブルが減らないのではないか。
- 「トラブル防止に必要な事項と紛争解決に必要な事項は分けて考えるべき」との記載があるが、労働相談やフリーランスの相談などを聞いていると、トラブルがあっても手掛かりがないため解決が難しいというのが現状である。識別できるような明示事項としても様々なものがあるため、何らかの工夫は考えるべきではないか。
- 実際の氏名について明示事項として義務化しないとしても、本人のリスク許容度によっては氏名や連絡先が分かる発注者と仕事をしていくことを推奨するなど、ガイドライン等でしっかりとリスクを周知していくことは重要である。ガイドラインでは、発注者が受注者かを問わず、お互いに身元が分かる者と取引することが望ましいというような書きぶりになるのであれば、問題ないのではないか。
- 発注者向け・受注者向けでガイドラインを書き分けることは想定されていないと理解しているが、例えば他省庁の例で、ガイドラインの概要を示したパンフレットにおいて同じ内容のガイドラインを対象者別に書き分けている場合もある。そのようなものがあれば、受注するフリーランス側・発注するフリーランス側の双方にとって分かりやすくなるのではないか。

- 「トラブル防止に必要な事項と紛争解決に必要な事項は分けて考えるべき」との記載があるが、身元の特定は紛争解決に必要なこととはもちろん、ひいてはトラブル防止にもつながるものであり、この記載が両者は全く別のものであるという趣旨だとすれば誤解を招くのではないか。特に発注者側がフリーランスの場合にはプライバシーの観点での懸念もあることから、実名ではなく特定可能な「識別できるもの」でもよいとしつつ、トラブル等が生じないようにガイドラインに適切な記載をするということがよいのではないか。
- 「実際の氏名までも明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられない」という考え方自体には賛成するが、規則において取り扱わないまでも、ガイドラインにおいて、受注側であるフリーランスから発注者に対して連絡が取れるということがトラブル防止につながり、また紛争の解決にも資することから、可能な限り連絡が取れるように情報を明示することが望ましいといった記載があった方がよい。取引の過程や終了後に何かトラブルがあった際にコンタクトが取れないかもしれないという懸念を抱けば、そもそも取引に入らないというおそれもある。
- 連絡はもちろん取れた方がよく、連絡先の把握を促す方が良いとの意見には賛成だが、下請法第3条の書面の記載事項に準じて考えるという観点からいえば、明示事項には、名称は含まれるが連絡先は含まれないことになるのではないか。
- 紛争解決の観点からは住所が分かることが非常に重要であるため、少なくともガイドラインでは、名前と住所を明示する取引先と取引を行う方が紛争解決にはつながり得る旨を書いていただくことが望ましい。もちろんメールアドレスや電話番号等の連絡先も明示されればなおよいと思うが、電話番号は変更可能であり、メールアドレスもメールを無視される可能性があるため、訴訟の観点からは氏名と住所が必要な事項である。
- 住所については個人情報保護の観点からも、必ずしも明示事項でなくてよいのではないか。

(2) 「3 知的財産権の帰属」について

- 知的財産権については、その取扱いについて深刻なトラブルがある、今後収益につながる、賃上げの原資になるなど、様々な観点から非常に注目しているところであるが、ガイドラインにおいては、「給付の内容」の項目に知的財産権の帰属に関する内容も含まれる旨を記載するものと理解している。
- 業界によって知的財産権の重要性は異なると思うが、創作に関係する取引においては知的財産権は非常に重要であると思われることから、知的財産権の帰属については明示する必要があるのではないか。他方で、業界によって違いがあることから、知的財産権の帰属を必ず示さなければならないということではなく、知的財産権が関係する場合には「給付の内容」に含まれる旨を確認的に分かりやすくガイドラインで示すということでもよいと考える。
- 法の解釈や推奨される行動を示す周知・啓発用の資料一つに、職種別の契約書フォーマ

ットがあるとよい。例えば、クリエイターの場合には「給付の内容」において知的財産権に関する条件が記載されているようなサンプル、ライター等出張を伴う業務の場合には「報酬の額」において経費に関する項目も含まれているようなサンプルなど、主要な業界に関して明示すべき項目のラインナップを示したものとより理解しやすくなるのではないか。

フリーランスの視点から本法をどのような場面で活用していくのかを考えると、3つの場面が考えられる。1つ目は、まず自分が取引を受けるかどうか判断する際にどのような情報、取引条件を確認すべきかという自己防衛のために本法の明示事項が参考にされるだろう。2つ目は、実際に取引条件が明示された際に本法において明示が求められている項目がない場合に、当該項目を示すよう交渉するために本法を利用することが考えられる。3つ目は、取引条件が明示されずトラブルになった場合に、弁護士に相談したり訴訟を起こしたりする場面で活用することが考えられる。1つ目と2つ目の場面では、弁護士等の専門家がいなくても、フリーランス自身がガイドラインや周知広報資料を発注者に見せて交渉できるよう、分かりやすさが求められる。

- 下請法第3条における取扱いと基本的に同様とするということによいと考える。特に議論があった知的財産権の問題も含め、明示が必要なのはどの項目であり明示が望ましいのはどの項目なのかについて、ガイドラインの中で丁寧に説明する必要がある。

(3) 「5 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費」について

- 諸経費はフリーランスが受け取る金額を左右するものであるため、明示することが望ましい事項ということでは少し弱いのではないか。諸経費の負担の仕方が定まる場合には必ず明示しなければならないといった記載としていただきたい。発注時に諸経費の有無や金額が不明な場合もあるというのはそのとおりであるが、諸経費の金額を示さなければならないとする必要はなく、例えば、交通費が発生した場合には発注者が負担する、諸経費については発注の都度発注者と受注者で協議するといった示し方でも構わない。諸経費の負担の決め方が示されるだけでもトラブル防止になるため、諸経費の扱いについては明示事項に是非入れていただきたい。
- 実質的な報酬がどの程度得られるのかということはフリーランスにとって極めて重要な事項である。例えば、諸経費をフリーランスが自ら負担しなければならないことによって当初示されていた報酬の半分しか得られないということになれば、取引の適正化として問題があるのではないか。フリーランスが受け取る報酬の中からフリーランスが負担しなければならないような交通費や材料費等がある場合には、それを明確にしなければならない旨を定めるのがよいのではないか。
- 取引の適正化がなされることは非常に重要であるが、他方で、取引においては迅速性が当然求められ、必要なものを必要なタイミングで受け取れなければ意味がないということになる。諸経費が発生した場合に協議することは当然重要であるため、そのような協議をすべき旨がガイドライン等を通じて周知されることで十分なのではないか。金額等は

事前には分からないことも多く、諸経費が必要か否かも分からない場合もあるため、それらを検討しながら実際に取引をするか否かを決めるということでは取引前に非常に時間が掛かってしまい、必要な取引ができないということも考えられる。

- お互いの認識に齟齬がない状態で取引を始めることは非常に重要である。明示することがあくまで「望ましい」レベルでガイドラインに記載されるのみで、明示されなくても問題ないということでは、トラブルになってしまう。発注の時点で判明していない経費については判明次第、都度協議でも仕方がないが、金額が不明な場合でも発生することが分かっている諸経費については、いずれが負担するかについては示さなければならないなど、何かしら実際の行動につながるように担保しておく必要があるのではないか。
- 諸経費については、いずれかの時点でお互いに齟齬がないようにする必要があるということも含めて、ガイドラインに記載しておいた方がよいのではないか。
- 本法第5条は政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合に適用されるが、本法第3条の明示事項は全ての業務委託が対象となっており、フリーランス同士の取引や、下請法上の親事業者に当たる者と個人のフリーランスの取引も対象となる。下請法上の親事業者として既に下請法の規制を受けている事業者が発注者となり個人であるフリーランスが受注者になるという場面を想定すると、下請法では諸経費は記載しなければならない事項として定められていないところ、個人であるフリーランスが取引相手になる場合には本法の適用があるため、諸経費が報酬の額に含まれるのかなど諸経費の細かい取扱いについて取引の相手方との間で逐一交渉して決定しなければならなくなる。下請法を遵守しようとする場合と本法を遵守しようとする場合とで、下請法上の親事業者に該当する発注者が実務上対応しなければならないハードルが生じることになるが、果たしてそれでよいのだろうか。規則において明示事項の一つとして定めるのかガイドライン等において一定の整理をすることに留めるのかについては、少し慎重を期す必要があるのではないか。
- 下請法に関しては、企業は書面交付を含めた対応を行っているが、効率化のためにシステムを組んで対応している企業が多い。そのようなシステムを作っている企業に新たな負担が生じることはないように検討していただきたい。
- 下請法が適用される下請取引に比べ、フリーランスに係る取引は個人に対する発注であり、報酬額自体が比較的少額な中で諸経費が与えるインパクトが割合として大きくなることを考えれば、下請法上のルールとは分けるべき理由があるのではないか。ひな形などに打ち込めば書面ができるようなシステムを多くの企業で作っているということだと思うが、本法の施行までまだ時間があるということも踏まえて検討していただきたい。
- 発注控えになるような負担は避けた方がよく、何でも明示事項として詰め込めばよいということではないため、発注者と受注者双方の負担にならないようバランスを取るべきという考え方は必要である。他方で、報酬の額を明示することがルールになっている中で、諸経費が含まれるか否かについて取引を行う際に発注者と受注者の間で話すことがどの程度負担になるかについては、報酬に関する議論の中で話せば済むことであるため、

発注控えにつながるほどの負担にはならないのではないか。例えば、交通費等の経費は全て別途支払うため報酬としては10万円かどうかと発注時に口頭で言われたが、支払の段階では経費込みで10万円のつもりだったなどと言われることはままある。きちんと明示させるためには規則で規定すべきなのか、あるいはガイドラインでも十分なのかについては、ガイドラインの書きぶりにもよるのかもしれないが、フリーランスが発注者に対していわば印籠のように使えるレベルにすることが必要である。

(4) 「6 違約金・罰金」について

- 違約金・罰金についても是非明示事項として入れるべきである。運送業やエステといった業界で特に多い相談として、報酬がそれほど高額でないにもかかわらず違約金が100万円や200万円といった高額のものになっていたり、当初は違約金・罰金の金額が分からないがトラブルが発生した段階で突然違約金・罰金を勝手に報酬から差し引かれたりする事例が非常に多い。諸経費以上に報酬に与えるインパクトが大きいため、違約金等が発生する場合には必ず明示しなければならないとすべきである。多くの企業では、違約金・罰金が発生するか否か分からないというわけではなく、最初から想定している違約金等があるがそれを示していないだけということが多いため、違約金・罰金は是非とも明示事項に入れるべきである。また、不当な違約金の額を差し引いた報酬の額を支払う場合には減額として問題となり得る旨をガイドライン等で記載することには賛成である。
- 違約金・罰金は明示事項として規則で定めるべきではない。フリーランスに係る取引においては違約金条項や罰金条項が契約書等に盛り込まれているのが通常であるかのような誤ったシグナルを送るのは適切ではない。違約金条項や罰金条項があるか否か、ある場合にはどのような内容でなければならないかをガイドラインではなく規則において具体的にルールとして示すのは、取引の適正化を推進する観点からはアプローチとして違うのではないかと。政令で定める期間以上の期間行う業務委託であれば不当な減額に該当し得る旨を示すことが、取引の適正化を推進する観点から望ましいのではないかと。
- 違約金・罰金を明示事項にすると取引条件として記載されることがむしろ増えてしまうのではないかとのことだが、そのような可能性は確かにあり得るものの、実態としては示されていなかった違約金等の金額が差し引かれるという事案が非常に多いため、違約金・罰金が発生するのであれば明示すべきといった書き方で入れていただきたい。また、「違約金・罰金」という明示的な表現が適切ではないのではないかと。「違約金・罰金」ではなく、例えば、材料費等の諸経費その他受注者に負担させることが想定されている金員といった表現とすることで、違約金・罰金が盛り込まれることが多発する事態を防ぐことができるのではないかと。

(5) 「8 その他の項目」について

- 不当な条項や発注側にのみ不当に有利な条項は場合によっては独占禁止法上の問題等が生じ得るといったことについては、ガイドラインに記載していただきたい。また、例え

ば、発注者側はいつでも解約できるが受注者側であるフリーランス側は期間満了時の1か月前しか解約できないなど、何らかの制約を設ける場合には明示される方がよいと考えるが、明示事項として義務付けるのか、そのようなものがある場合には明示することが望ましい旨をガイドライン等で記載するかについては、判断を任せたい。

(6) 「第3 本法第5条第1項柱書による委任事項」について

- 本法第5条第1項の期間に関して、業界団体等からのヒアリングにおいて「具体的な期間としてどの程度が適切かという意見は少なかった。」(資料4頁)とのことだが、当団体の会員企業にも意見を求めたところ、1か月で結構であるとの声もあれば1か月より長くすべきとの声もあった。さらに、取引金額の大きさ等も加味すべきなど、様々な意見も出た。そのため、本法の施行当初から1か月とするのではなく、本法の周知度合いの観点から、例えば、本法を知っているとの回答が半数以上となった際に1か月とするのがよいと考えている。当該期間を1か月とするかについては、慎重に対応すべきと考えている。
- データとして、フリーランスに係る取引の多くが1か月程度のものであり、実態として、1か月以内の取引も多い。また、発注者側のヒアリングにおいて明確な意見が出てこないことを踏まえれば、何か月以上でなければ支障が生じるといった明確な理由はないということではないか。実態としてどのような取引が多いのかという観点から考えていくのが妥当ではないか。
- 本法の立法過程では、契約期間が3か月を超えて6か月といった長期になればなるほど、取引先から不利益行為を受けている傾向が見られるといった以前の調査についても言及されていたのではなかったか。
- 本法の附則において、施行後3年を目途として施行状況を勘案して必要な検討・措置を講ずる旨の規定がある。その際、本法第5条第1項の期間についても是非検討していただきたい。
- 「公正取引委員会においては、発注者側に混乱が生じることがないように、周知・広報を徹底的に行うこととしてはどうか」(資料5頁)との記載があるところ、これは是非徹底していただきたい。小規模・零細企業が発注者側の立場に立つ際に規制が強化されたと受け止められないよう、小規模・零細企業の立場に立って是非とも周知・広報していただきたい。

(7) 「第4 その他の委任事項」について

- 「2 本法第3条第1項かつこ書(電磁的方法)」に「明示事項が示された際のメッセージのスクリーンショット機能を用いた保存等を受注者側で行うことの推奨等」(資料7頁)とあるが、自己防衛としてスクリーンショットなどを行うべき旨を記載することは重要である。また、アカウント等が削除された場合に取引履歴等を見られなくなることがないように、業界としても改善すべき旨を含めて何らかの記載があるとよいのではないかと。
- SNSの活用は、フリーランスに係る取引を活性化するためであってしかるべきであり、

- 全く制限する必要はない。また、フリーランス側も可能な限りスクリーンショット等で保存した方がよい旨も是非ガイドライン等で推奨していただきたい。他方で、発注者側としても、アカウント停止等の措置を行った場合にフリーランス側が取引履歴等を全く見られなくなってしまうということのないようにすべき旨も、同様にガイドライン等に記載していただきたい。トラブルになった場合等にアカウントを停止するのは事業者の自由だと思うが、そのような場合でも取引履歴はきちんと保存しておくこと、例えば、何年間保存しておくことが望ましいといった旨をガイドライン等で是非周知していただきたい。
- 本法第 21 条に相談体制の整備に関する規定があるが、相談体制の整備についてもしっかりと対応していく旨を本検討会報告書に盛り込んでいただきたい。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会
委員名簿

- 及川 勝 全国中小企業団体中央会 常務理事
- 岡田 直己 青山学院大学法学部 教授
- 加藤 正敏 日本商工会議所 産業政策第一部長
- 鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- 座長 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
- 仁平 章 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長
- 平田 麻莉 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・
フリーランス協会 代表理事
- 森田 茉莉子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略、役職は令和5年8月3日現在)

(オブザーバー)

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
厚生労働省
中小企業庁